

令和7年度版

県税のしおり



HKT48（令和7年度自動車税キャンペーンキャラクター）と服部知事による自動車税納期限内納付PR活動の様子

2025年 福岡県

はじめに

福岡県では、みなさんの暮らしを豊かにし、住み良い社会を築くため、いろいろな仕事を行っています。

この“しおり”は、これらの仕事をするために欠かせない財源である県税について、そのあらましを解説したものです。

目次

はじめに・目次	1
「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指して	2
県の予算（令和7年度一般会計当初予算）	3
県税収入の内訳（令和7年度当初予算）	4
税金の種類	5
県民税・個人の県民税	7
寄附金控除制度	12
個人住民税の公的年金からの特別徴収制度・県民税配当割	13
県民税株式等譲渡所得割・法人の県民税	14
県民税利子割	16
森林環境税	17
事業税・個人の事業税	18
法人の事業税	20
特別法人事業税	22
地方消費税	23
不動産取得税	24
県たばこ税	30
ゴルフ場利用税	31
軽油引取税	32
自動車税・自動車税環境性能割	33
自動車税種別割	37
鉦区税・固定資産税	42
狩猟税	43
産業廃棄物税	44
宿泊税	47
県税の電子申告・申請・届出サービス	50
課税免除・不均一課税	51
納税の猶予・税額の減免	52
県税の申告と納期一覧表	53
県税の納税証明書	54
県税の納付方法	55
延滞金・還付加算金	58
加算金・更正の請求・不服申立て	60
県税事務所及び相談窓口の所在地	61
関係機関の所在地	65

※この冊子に記載した税目の内容等は、原則として令和7年度税制改正を反映させたものです。

「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指して

福岡県の目指す姿を実現するため、「福岡県総合計画」に基づく体系に沿って、施策を総合的に展開しています。

1 世界を視野に、未来を見据えて成長し、発展する

- (1) 次代を担う「人財」の育成
- (2) 世界から選ばれる福岡県の実現
- (3) ワンヘルスの推進
- (4) 移住定住の促進
- (5) デジタル社会の実現
- (6) グリーン社会の実現
- (7) 成長産業の創出

2 誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる

- (8) 中小企業の振興
- (9) 農林水産業の振興
- (10) 地域と調和した観光産業の振興
- (11) 雇用対策の充実、魅力ある職場づくり
- (12) 健康づくり、安心で質の高い医療の提供
- (13) スポーツ立県福岡の実現
- (14) 文化芸術の振興
- (15) ジェンダー平等の社会づくり
- (16) 高齢者、障がいのある人への支援
- (17) 社会的・経済的に厳しい状況にある方への支援
- (18) 人権が尊重される心豊かな社会づくり
- (19) 外国人材に選ばれる地域づくり
- (20) 安全で安心して暮らせる地域づくり
- (21) 地域の活力向上
- (22) 共助社会づくり、生涯学習の推進
- (23) 快適な環境の維持、保全
- (24) 教育の充実
- (25) 出会い・結婚・出産・子育て支援
- (26) きめ細かな対応が必要な子どもの支援

3 感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる

- (27) 感染症対策の推進
- (28) 災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化
- (29) 地域防災力と危機管理の強化

4 将来の発展を支える基盤をつくる

- (30) 生活と産業の発展を支える社会基盤の整備

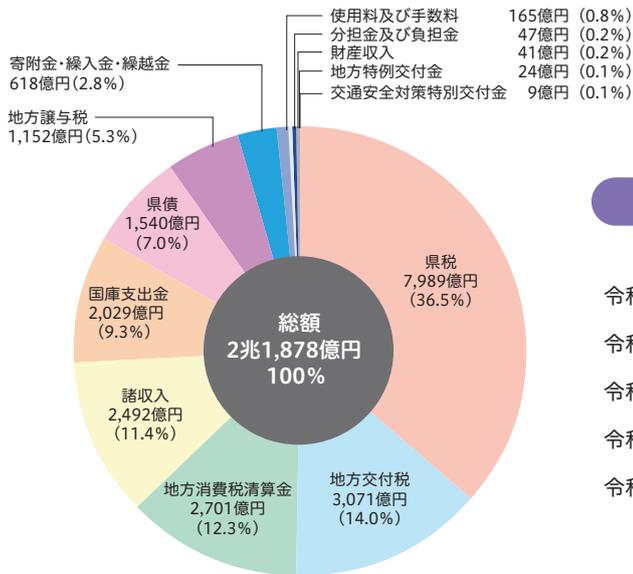
計画推進の基盤づくり

- (1) 地方分権の推進
- (2) 行政改革の推進

県の予算（令和7年度一般会計当初予算）

令和7年度当初予算においては、「人を育て、人を惹きつけるまちをつくる」、「産業を育て、はたらく場を広げる」、「健全な環境と、安全・安心な暮らしを守る」の3つの柱に基づく施策を力強く展開し、未来への礎を築き、飛躍・発展する福岡県を目指します。

歳入



(備考) 端数処理の関係により総額と一致しないことがあります。

過去5年間の予算額(当初予算)の推移



●国庫支出金

国が地方公共団体の特定の経費に充てるために交付するもので、国と地方公共団体が共同責任で行う仕事に対する「国庫負担金」、地方公共団体の仕事を国が援助する「国庫補助金」、国の仕事を地方に委託した場合の「国庫委託金」などがあります。

●県債

県が実施する公共施設の建設事業・災害復旧事業などの財源とするための長期の借入金のことです。

●地方消費税清算金

地方消費税を都道府県間で清算する際に他県から払い込まれるお金で、他県に支払う分は歳出予算の諸支出金に含まれています。

●地方交付税

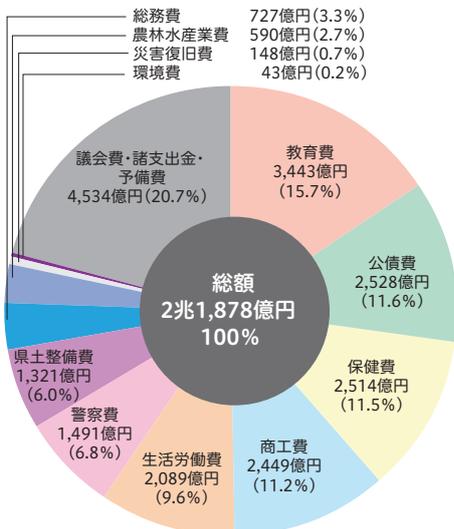
地方公共団体が等しくその行政を遂行することができるように、国が国税を一定の合理的な基準によって地方公共団体に交付するものです。

- 所得税・法人税の収入額…… 33.1%
- 酒税の収入額…… 50.0%
- 消費税の収入額…… 19.5%
- 地方法人税の収入額…… 全額

●地方譲与税

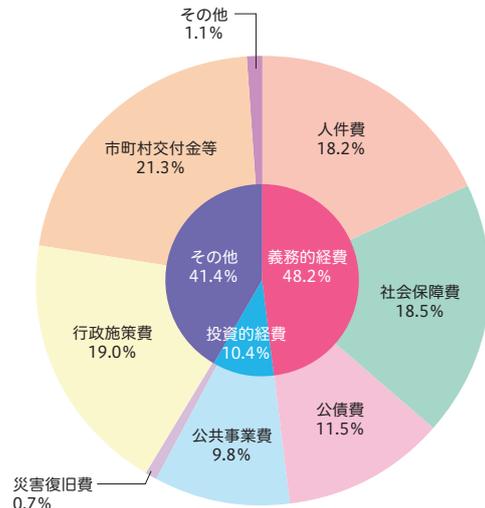
国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与するものです。特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税及び航空機燃料譲与税があります。

目的別歳出構成

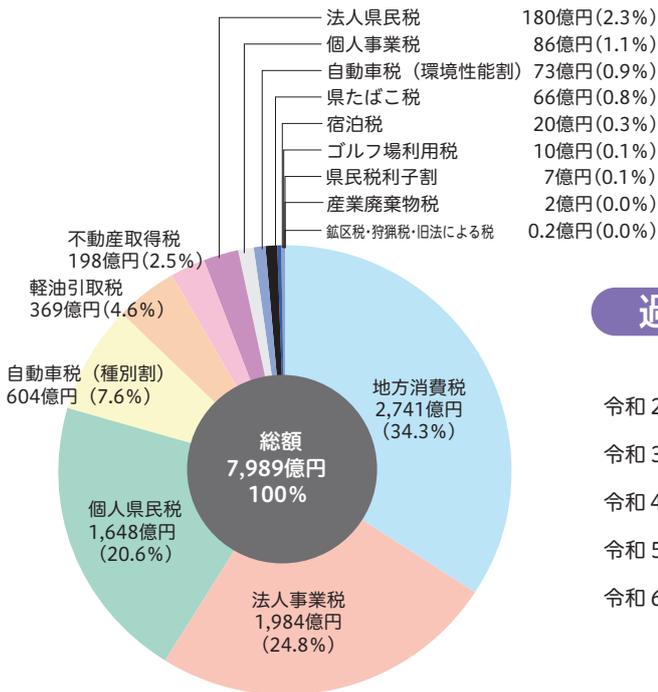


(備考) 端数処理の関係により合計と一致しないことがあります。

性質別歳出構成



県税収入の内訳（令和7年度当初予算）



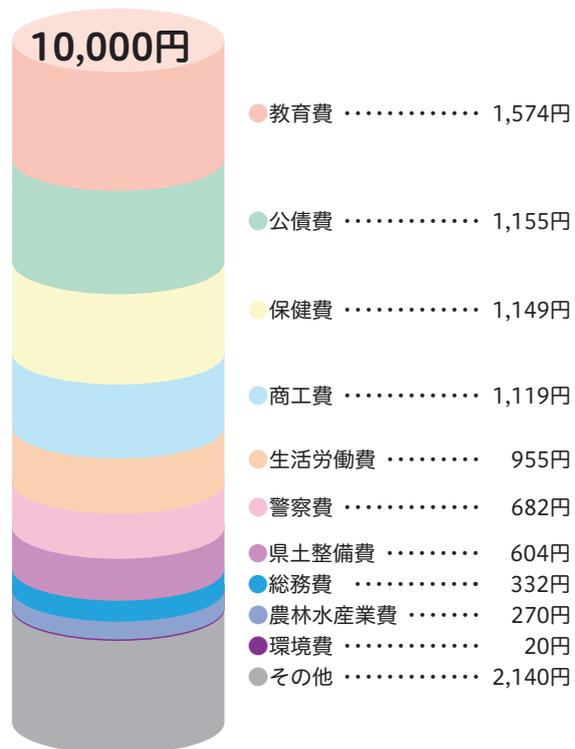
(備考) 端数処理の関係により総額と一致しないことがあります。

過去5年間の県税収入額(決算額)の推移



あなたの納める県税
10,000円についての
使いみちを当初予算から
見てみると、
次のようになります。

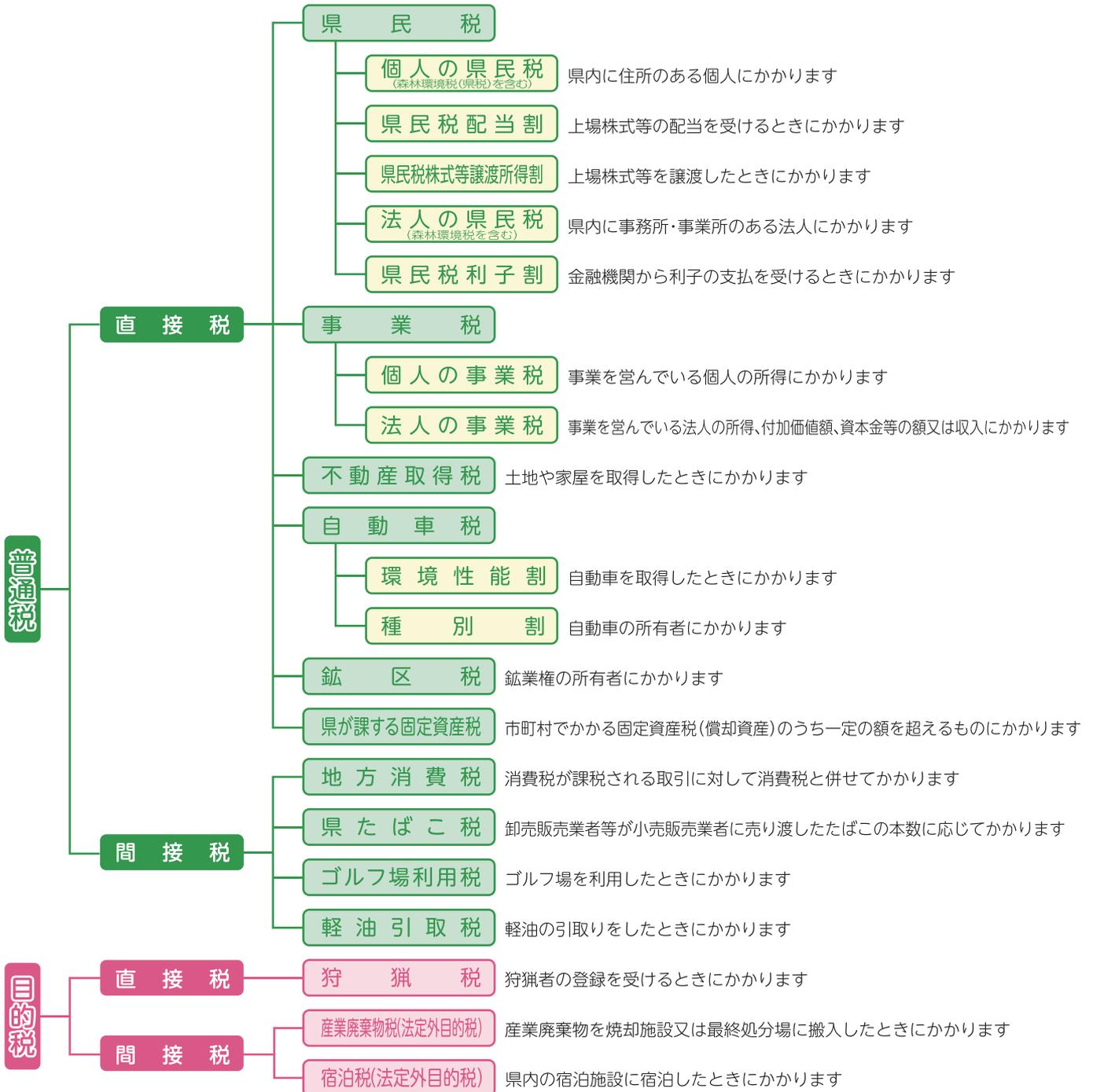
- **教育費**
教育施設の整備、私学教育振興など
- **公債費**
県債の元利償還など
- **保健費**
介護保険制度施行、医療確保対策、精神保健対策など
- **商工費**
中小企業への支援、小規模事業者の経営指導、成長産業の育成・集積など
- **生活労働費**
生活保護、障がい者福祉、児童福祉、職業訓練など
- **警察費**
治安の維持、道路交通安全施設の整備など
- **県土整備費**
道路、橋、港湾等の整備、住宅の建設、水資源対策など
- **総務費**
県の全般的な管理事務、地域振興、県税の賦課徴収など
- **農林水産業費**
農業振興、森林整備、水産業振興など
- **環境費**
循環型社会の形成、公害対策、廃棄物対策など
- **その他**
議会費、災害復旧費、諸支出金など



税金の種類

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」とがあります。
地方税はさらに、都道府県に納める「都道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分けられます。

県 税



税金の分類

普通税・・・税収入の使いみちが限定されていない税金をいいます。

目的税・・・税収入の使いみちが限定されている税金をいいます。

直接税・・・税金を負担する人が直接納める税金をいいます。

間接税・・・税金を負担する人が直接納めるのではなく、それ以外の人(事業者等)を経て納める税金をいいます。

国 税

普通税

直接税

- 所得税 及び復興特別所得税** 個人の一年間の所得に対してかかります (復興特別所得税は、基準所得税額に対してかかります)
- 法人税** 会社や協同組合などの法人の所得に対してかかります
- 特別法人事業税** 法人の事業税(県税)の所得割額や収入割額にかかります(P.23を参照)
- 地方法人税** 会社や協同組合などの法人の基準法人税額に対してかかります
- 相続税** 財産を相続又は遺贈により取得したときにかかります
- 贈与税** 個人から財産をもらったときにかかります
- 地価税** 一定規模以上の土地等を所有しているときにかかります (平成10年から当分の間、課税されません)

間接税

- 消費税** 商品・製品の販売、物品の貸付け、サービスの提供などの取引や輸入される貨物に対してかかります
- 酒税** 清酒、ビール、ウイスキーなどの酒類を製造場から出荷したときにかかります
- 揮発油税** } 自動車のガソリン等を製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
- 地方揮発油税** }
- 石油石炭税** 原油・天然ガス及び石炭を採取場から出荷したとき又は原油・天然ガス・石油製品及び石炭を輸入したときにかかります
- 石油ガス税** 石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんし、出荷したときにかかります
- 航空機燃料税** 航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります
- たばこ税** } たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
- たばこ特別税** }
- とん税** } 外国の貿易船が入港したときにかかります
- 特別とん税** }
- 印紙税** 契約書、領収書など税法で定められた文書を作成したときにかかります
- 自動車重量税** 自動車検査証の交付や車両番号の指定を受けるときにかかります
- 登録免許税** 不動産、船舶、会社の登記、登録などのときにかかります
- 国際観光旅客税** 船舶又は航空機で日本から出国するときにかかります
- 関税** 外国から輸入した貨物にかかります

目的税

直接税

森林環境税 国内に住所がある個人にかかります

間接税

電源開発促進税 一般送配電事業者等が一般家庭などへ電気を供給したときにかかります

市町村税

普通税

直接税

- 市町村民税**
 - 個人の市町村民税** 市町村内に住所のある個人にかかります
 - 法人の市町村民税** 市町村内に事務所・事業所のある法人にかかります
- 固定資産税** 土地や家屋、事業に使う機械などの償却資産の所有者にかかります
- 軽自動車税** 軽自動車や原動機付自転車などの所有者にかかります
- 鉱産税** 鉱物の掘採事業者にかかります
- 特別土地保有税** 一定規模以上の土地を所有又は取得したときにかかります (平成15年度から当分の間、課税されません)

間接税

市町村たばこ税 卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります

目的税

直接税

- 事業所税** 指定都市などに所在する一定規模以上の事務所や事業所にかかります
- 都市計画税** 市街化区域内に所在する土地や家屋の所有者にかかります
- 水利地益税** 水利事業などによって特に利益を受ける土地や家屋の所有者にかかります (令和5年度において福岡県内では課税していません)
- 共同施設税** 共同施設などによって特に利益を受ける者にかかります (令和5年度において福岡県内では課税していません)
- 宅地開発税** 宅地として開発する土地の面積に応じてかかります (令和5年度において福岡県内では課税していません)
- 国民健康保険税** 国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります

間接税

入湯税 温泉等鉱泉浴場に入湯したときにかかります

県民税

県民税は、市町村民税とあわせて住民税と呼ばれています。住民税は、県や市町村が住民に対し各種のサービスを提供するための費用を、広く住民にその能力に応じて負担していただくもので、個人に対するものと法人に対するものとがあります。

個人の県民税

●納める人

毎年1月1日現在、県内に住所がある人

…均等割と所得割

毎年1月1日現在、県内に事務所、事業所または家屋敷を有し、その所在する市(区)町村に住所のない人

…均等割のみ

●納める額

均等割	1,500円(注1)
所得割	課税所得金額×4%(注2)

(注1) 福岡県の均等割については、標準税率1,000円に森林環境税(県税)500円が上乗せされています(市町村民税の均等割については、標準税率3,000円となっています)。また、令和6年度から、森林環境税(国税)(年額1,000円)を県民税及び市町村民税の均等割と併せて納めることとなっています。

(注2) 指定都市(北九州市、福岡市)に住所を有する方の平成30年度分以降の個人住民税所得割の税率は次のとおり変更されています。県民税4%、市民税6%⇒県民税2%、市民税8%

※所得割額の計算方法



●申告と納税

個人の県民税の課税と収納の事務は、個人の市町村民税とあわせて市町村が行っています。

申告

3月15日までに前年の所得を市町村に申告しなければなりません。ただし、所得税の確定申告書を税務署に提出した人、給与所得のみの人および公的年金等の所得のみの方は、この申告をする必要はありません。

納税

市町村が送付する納税通知書によって市町村民税とあわせて、次のように年税額を分けて納めることになっています。

- 事業所得者等…原則として、6月・8月・10月・1月の4回に分けて納めます。
- 給与所得者…給与の支払者(会社など)が、通常6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引いて納めます。
- 年金所得者…年金保険者(日本年金機構など)が、年金支払月(6月・8月・10月・12月・2月・4月)に、各支払時の年金から差し引いて納めます。※65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者については、給与の支払者が給与から差し引いて納めます。

●非課税となるとき

所得割も均等割も課税されない人	生活保護法の規定による生活扶助を受けている人（分離課税対象の退職所得があっても住民税は非課税）
	前年中の合計所得金額（※1）が135万円以下で次に掲げる人・障がい者・未成年者・寡婦又はひとり親
	前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 ・控除対象配偶者及び扶養親族がいない人 35万円（注）+10万円 ・控除対象配偶者または扶養親族がいる人 $35万円（注）\times 家族数（本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数）+ 21万円（注）+ 10万円$ （注）住所地である市町村の生活保護基準における級地が1級地である場合
所得割が課税されない人	前年中の総所得金額等（※2）の合計額が次の算式で求めた額以下の人 ・控除対象配偶者及び扶養親族がいない人 35万円 + 10万円 ・控除対象配偶者または扶養親族がいる人 $35万円 \times 家族数（本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数）+ 32万円 + 10万円$

（※1）「合計所得金額」とは、例えば給与収入（公的年金収入）のみの人については、給与所得控除後（公的年金等控除後）の金額をいいます。

（合計所得金額 = 純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額等）

（※2）「総所得金額等」とは、純損失又は雑損失の繰越控除後の金額をいいます。

（総所得金額等 = 合計所得金額 - 純損失又は雑損失の繰越控除額）

●各種控除

給与所得控除（速算表）

給与収入の金額（年収）	控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超 180万円以下	給与の収入金額×40% - 10万円
180万円超 360万円以下	給与の収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	給与の収入金額×20% + 44万円
660万円超 850万円以下	給与の収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円（上限）

※給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(4)の要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く。

- (1) 特別障がい者に該当する
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障がい者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障がい者である扶養親族を有する

所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 - 850万円) × 0.1
 （給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円）

公的年金等控除（速算表）

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額		
		年金以外の所得 1,000万円以下 (甲枠)	年金以外の所得 1,000万円超 2,000万円以下 (乙枠)	年金以外の所得 2,000万円超 (丙枠)
65歳以上	330万円未満	110万円	100万円	90万円
	330万円以上 410万円未満	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
	770万円以上 1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円 (上限額)	185.5万円 (上限額)	175.5万円 (上限額)
65歳未満	130万円未満	60万円	50万円	40万円
	130万円以上 410万円未満	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
	770万円以上 1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円 (上限額)	185.5万円 (上限額)	175.5万円 (上限額)

所得控除

項目	控除額
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ・(損失額 - 保険等により補てんされた金額) - (総所得金額等 × 10%) ・災害関連支出の金額 - 5万円
医療費控除	①医療費控除 $\left[\begin{array}{l} \text{医療費} \\ - \text{保険等により補てんされた金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} 10万円又は総所得金額等 \times 5\% \text{の} \\ \text{いずれか低い金額} \end{array} \right]$ (限度額200万円) ②医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除) $\left[\begin{array}{l} \text{スイッチOTC薬の} \\ \text{購入費用} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険等により} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} \right] - 12,000円$ (限度額88,000円) ※①と②の併用不可 ※②は、令和4年1月1日から令和8年12月31日までの間に、健康の保持増進等のための取組を行うなど一定の要件を満たす個人がいわゆるスイッチOTC薬（療養の給付に要する費用の適正化の効果が高いと認められるものを除く）やスイッチOTC薬と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品（スイッチOTC薬を除く）で療養の効果が著しく高いと認められるもの（3薬効程度）の購入費用を年間12,000円を超えて支払った場合に控除できる制度
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額